

令和4年1月14日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会長 木下勝之

### HPV ワクチンに関する厚生労働省通知について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省健康局健康課より周知依頼がありました。

平成25年6月14日付の健康局長通知以来、HPV ワクチンに係る定期接種の積極的勧奨中止となっていました。令和3年11月26日付の本通知（資料1）をもって積極的勧奨中止が廃止となりました。

廃止に伴う改正内容について下記に概要をまとめましたので、都道府県医会会長の先生方におかれましては、運用開始後に間違いのないように予め御確認いただきまして、所属会員の先生方に再度ご案内の上で周知徹底をお図り頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

1. 予防接種法の規定により、市町村長は対象者またはその保護者に対して予診票の個別送付を行うほか、接種実施医療機関における接種体制の準備等を進め、基本的に令和4年4月から（前倒しも可能）接種を個別に勧奨します。
2. 定期接種の対象年齢は、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間（小学6年から高校1年相当年齢）の女子ですが、対象年齢の高い順に個別勧奨を進めることが考えられます。
3. 市町村長は、接種後の体調の変化に対して地域において適切に相談や診療が行われる体制の確保や副反応報告が行われるよう医療機関との連携が求められています。また、都道府県は協力医療機関の医師等に対して、厚生労働省が定期的開催する研修会を受講するよう勧め、接種後有症状者からの相談を一元的に受け付けて個別の状況に応じて柔軟に対応する機能を維持しているか確認し、体制整備の確認について市町村との情報共有等が求められています。
4. キャッチアップ接種の対象者は平成9年度から平成17年度生まれの女子とし、キャッチアップ接種の期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間となります。

#### 【通知等一覧】

（資料1）（自治体宛）ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について  
（令和3年11月26日厚生労働省健康局長通知）

（資料2）（自治体宛）ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について  
（令和3年12月28日厚生労働省健康局健康課長通知）

（資料3）（自治体宛）厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について  
（令和3年12月28日厚生労働省健康局健康課事務連絡）